

## 川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除申請基準

### 1 目的

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の運用に関しては、川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除実施要綱第2条の規定に基づき、原則として次の基準をもって実施することとする。

### 2 添付する公的証明書類

（1）施行規則第8条第1項第1号に該当する者については、被保護証明書等、現在、生活保護を受給中であることを証明する書類を添付すること。

（2）施行規則第8条第1項第2号に該当する者については、次の公的証明書類を添付すること。

- ・母子家庭 — 児童扶養手当証書（写し）
- ・母子家庭 — 遺族年金証書（写し）
- ・生活困窮家庭 — 非課税証明書（写し）
- ・生活困窮家庭 — 国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書、国民年金保険料免除理由該当通知書、国民健康保険料減免承認決定通知書、国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書（写し）
- ・生活困窮家庭 — 福祉医療証（写し）
- ・生活困窮家庭 — 生活福祉資金貸付決定通知書（写し）
- ・生活困窮家庭 — 固定資産課税台帳記載事項証明書（写し）
- ・自営生活困窮家庭 — 個人事業税の減免を受けた旨の通知書（写し）
- ・失業者 — 雇用保険受給資格者証（写し）
- ・日雇い労働者 — 雇用保険被保険者手帳（写し）
- ・児童養護施設在園者（両親なし等） — 在園証明書（写し）
- ・破産者 — 破産手続開始決定通知書（写し）
- ・無職者 — 状況確認報告書（民生委員による）
- ・被災者 — 罹災証明書、被災証明書（写し）
- ・その他 — 官公署等において生活が困窮していることを証明した書類

### 3 その他

（1）入学料及び入学選考料の免除申請にあたっては、原則として免除申請基準2に規定する公的証明書類を添付することとするが、やむを得ず公的証明書類を添付できない申請者については、その他生活困窮を証明できる書類を添付するものとし、免除申請をした日の属する年の前年（1月から3月までに申請した場合にあっては、前々年も可とする）における全ての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1

3号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）の総額が（3）に規定する基準額以下である者について、教育委員会が免除を許可するものとする。

（2）授業料の免除申請にあたっては、免除申請基準2に規定する公的証明書類に限らず、保護者の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から、授業料の納付が困難になったことのおける書類を添付するものとし、免除を受けようとする月の属する年（1月分から6月分の申請をした場合にあつては、その前年も可とする）における全ての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）の総額又は総額見込が（3）に規定する基準額以下である者について、教育委員会が免除を許可するものとする。

（3）基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に従い、別表の算式により算出した額とする。

別表

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除申請基準第3条第3項の算式については、以下のとおりとする。

算式 A+B+C+D

符合	区分	算定方法	算式
A	生活扶助	生活保護法による保護の基準（以下「生活保護基準」という。）の規定に従い算出した、第1類基準額と第2類基準額を合算して1.2を乗じて得た額及び冬季加算に5を乗じて得た額及び期末一時扶助の額の合計額	(第1類+第2類)×1.2+冬季加算×5+期末一時扶助
B	教育扶助	生活保護基準の規定に従い算出した基準額並びに学習支援費並びに生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額及び申請年度の給食費月額に1.1を乗じて得た額の合計額	(基準額+学習支援費+学級費)×1.2+給食費×1.1
C	住宅扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額に1.2を乗じて得た額	住宅扶助費×1.2
D	生業扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、高等学校等就学費のうちの基本額及び学習支援費及び生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額	(基準額+学習支援費+学級費)×1.2